

桶川市地域公共交通会議設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成 2 9 年 月 日

桶川市長 小 野 克 典

桶川市地域公共交通会議設置要綱の一部を改正する要綱

桶川市地域公共交通会議設置要綱（平成 2 8 年 3 月 9 日市長決裁）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正後の欄の項に対応する改正前の欄の項が存在しない場合にあっては、当該改正後の欄の項を加える。

改正前	改正後
(会議) 第6条 4 略	(会議) 第6条 4 略 5 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

附 則

この要綱は、平成 2 9 年 1 0 月 1 8 日から施行する。